

諮問実施機関：人吉市長

諮問日：令和8年4月15日（人総総第45号）

答申日：令和8年6月25日（答申第1号）

事案名：災害公営住宅整備事業（東校区地区）の選定委員会第1回の記録に係る公文書開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

人吉市長（以下「実施機関」という。）が、「災害公営住宅整備事業（東校区地区）の選定委員会第1回の記録に関する資料一式」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った、開示対象文書を選定委員会（以下「委員会」という。）後に作成・保管された記録に関する3つの資料に特定する開示決定（以下「本件処分」という。）は、記録の文言解釈として合理性を有し、違法性又は不当な点は認められず、妥当である。

ただし、本件は本件開示請求の範囲について当事者間に認識のずれが生じたことに起因するものであり、今後の情報公開事務の運用について第6のとおり意見を付する。

第2 諮問に至る経過

- 1 審査請求人は、人吉市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求における開示対象文書を委員会後に作成・保管された記録に関する3つの資料に特定し、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、条例第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例の規定に基づき、人吉市情報公開等審査会（以下「当審査会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

「選定委員会 第1回の記録に関する資料一式」を請求したが、議事録・採点集計表・審査報告書のみの開示で、委員会当日に委員に配布された資料や同席した事務局の手元資料などは開示されなかった。請求に対する十分な開示とは言い難いと判断し、審査請求を行う。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件開示請求を行ったにもかかわらず、実施機関が議事録・採点集計表・審査報告書の3つの資料のみを対象とした本件処分を行ったことを不服とする。委員会当日に委員に配布された資料や同席した事務局の手元資料も本件処分に含まれるべきであり、本件処分は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

本件開示請求に対する資料は、委員会後に作成した資料であると限定した。委員会当日に委員に配布された資料や同席した事務局の手元資料は、委員会後に作成・保管された記録に関する資料ではないため対象外と判断し、該当する3つの資料を特定して本件処分を行ったものである。

2 審査会における説明聴取の要旨

記録の文言解釈に当たっては、行政文書管理の実態に照らし、委員会後に作成・保管された記録に関する資料に限定したものである。したがって、委員会前に作成した配布資料や事務局の手元資料はこれに該当しないと判断したものである。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 対象文書の特定について

記録の文言は広狭両義に解し得るが、実施機関が委員会後に作成・管理された資料を対象としたことは、行政文書管理の実態に照らし合理的な解釈の一つと認められる。したがって、記録に関する3つの資料を対象文書として特定した判断に違法性又は不当な点は認められない。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

本件を踏まえ、今後の情報公開事務の運用について、以下のとおり意見を付する。

1 認識のずれの原因について

審査請求人が「災害公営住宅整備事業（東校区地区）の選定委員会第1回の記録に関する資料一式」との表現により、委員会当日に委員に配布された資料や同席した事務局の手元資料を含む広範な文書の開示を求めていたことも、その文言ゆえ想定できた可能性は否めない。

本件が審査請求に至った原因は、開示請求の段階で対象文書の範囲について十分な認識共有がなされなかった点にあると考える。受付時に記録の定義や対象範囲を開示請求人に説明し、必要に応じ補正を促す対応がなされていれば、認識のずれは回避可能であったと考える。

2 今後の情報公開事務の運用について

(1) 請求意図の丁寧な聴き取り

一式、関係書類、全て等の包括的表現が用いられた場合には、開示請求人が想定する文書の範囲を具体的に確認すること。

(2) 対象範囲の説明と認識共有

実施機関が保有する文書や対象範囲の解釈について、開示請求人に分かりやすく説明し、認識の共有を図ること。

(3) 補正への積極的な働きかけ

開示請求人の意図と実施機関の解釈にずれが認められる場合には、条例第6条第2項の規定に基づき、請求内容の補正を促すこと。

(4) 開示請求人に寄り添う窓口対応

情報公開制度は市民の知る権利を保障する重要な制度であり、形式的受付にとどまらず、対話を通じて請求目的が適切に達成されるよう努めること。

第7 経過

以下のとおり

年 月 日	審 議 の 経 過
令和8年(2026年)4月15日	・ 諮問(人総総第45号)
令和8年(2026年)4月16日	・ 第1回審査会(委員への質疑聴取)
令和8年(2026年)4月27日	・ 第2回審査会(実施機関への説明聴取、 審議)
令和8年(2026年)5月18日	・ 第3回審査会(審議)

人吉市情報公開等審査会

会 長 大日方 信春

委 員 吉見 仁宏

委 員 赤池 謙介

委 員 松岡 誠也

委 員 村口 桂子